○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　保安林の所在場所　青森県むつ市大畑町朝比奈岳（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大畑町朝比奈岳（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁並びにむつ市役所及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　保安林の所在場所　青森県下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ川越（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　青森県十和田市大字洞内字梅山一の二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　青森県中津軽郡西目屋村大字村市字生田四の一、二九〇の二四・大字田代字山科一七〇の一四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　青森県平川市碇ヶ関東碇ヶ関山一の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市長地字常現寺長久保六三五四の三八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県小諸市大字大久保字坂下一五〇七の一、一五〇七の一七、字中ノ木戸一五二三の一、一五二四の一、一五二七、一五二八の一、一五四八の一（次の図に示す部分に限る。）、字日影一六〇〇、一六〇一の一、一六〇一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂下一五〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一五〇七の一七、字中ノ木戸一五二三の一、一五二四の一、一五二七、一五二八の一、一五四八の一、字日影一六〇〇（次の図に示す部分に限る。）、一六〇一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字坂下一五〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一五〇七の一七、字中ノ木戸一五二三の一、一五二四の一、一五二七、一五二八の一、一五四八の一、字日影一六〇〇（次の図に示す部分に限る。）、一六〇一の二

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小諸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字今西七三七から七三九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七四〇、七四一、八一二・大字風屋二二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字小川二八四の一、二八四の三